

新型コロナウイルス感染拡大防止のための沖縄大学の活動制限指針(改定版)

2021.1.20 v7.0

【方針】本指針は、全ての大学構成員の生命と健康、安全を守ることを目的とし、本学の活動制限をレベルで表現し可視化することにより、構成員の適切な意識と行動の変容を促すため、策定するものである。

- ・小中高と異なり、広域活動を伴う大学生が通学するという教育機関の特性より、予防原則に則り沖縄県の判断基準の70%を指標基準とした。
- ・各レベルの移行は基準に明記されている定量的・定性的指標に準じる。
- ・県外外部講師等の招聘は「出張・旅行」の基準に準じる。
- ・全学共通の方針とする。

レベル	基準	授業 (講義・演習・実習)	学生の課外活動	研究・対外的活動 (研究指導を含む)	学生の入構	学内会議	事務機能	出張・旅行
1.5	<p>○国内で感染が認められる</p> <p>○沖縄本島および陸続きの島嶼(あるいは近隣島嶼)で感染が認められる(新規感染者3人/週を超え、なお増加傾向にあるとき)</p> <p>○休業要請または緊急事態宣言解除から2週間以上たち、新規感染者数が減少傾向にあるとき</p> <p>○米軍基地内の感染状況は注視して判断する</p>	<p>○一般授業は授業実施を制限(教室収容定員50%以下、かつ感染拡大期においては、1クラス20名以下に限って対面可とする。ただし感染終息期においては収容定員の50%以下であれば特に人数制限は設けない)</p> <p>○感染防止措置の上、実験・実習・実技・ゼミの実施。ただし感染拡大期においては収容定員の50%以下において対面可。感染終息期においては特に制限を設けない)</p> <p>○遠隔授業の併用</p>	<p>○不要不急の活動の自粛を要請</p> <p>○キャンパス内外における屋内での集会の禁止</p> <p>○活動状態に応じて一部の課外活動を許可</p>	<p>○感染防止に最大限配慮し、研究指導・活動の続行はできる。</p> <p>○研究室の責任者は、研究室関係者(学部学生・大学院学生・研究員・研究スタッフ)の現場での滞在時間を減らし、自宅で作業することを検討。</p> <p>○大人数(目安は10人以上)の講演会・セミナー等は自粛</p>	<p>○学部学生・大学院生の登校を制限する</p> <p>○原則として対面授業のある学生、遠隔講義を受講する上で、自宅でのICT環境に問題がある学生の登校は可とする。(PC教室の他、指定された自習室でも遠隔を受講可とする)なお登校した学生・院生はマスクを必ず着用すること。</p> <p>○図書館の利用は感染防止策をとった上で貸出・返却の他、閲覧を可とするが、自習を目的とした利用は不可。</p>	<p>○感染防止に最大限配慮し、対面会議を行う。</p> <p>○オンライン会議を推奨。ただし構成員の秘匿情報、企業の営業秘密、入試・卒業に関する重要事項等を取り扱う会議は、セキュリティ上の取扱いに留意し、別途検討する。</p>	<p>○感染防止に最大限配慮し、通常通りの勤務を行う。</p> <p>○時差出勤を活用する。</p>	<p>○制限地域(別途、期間を定めて告知)に関しては、先方からの出張要請がなされた場合のみ、総務に事前に届けを出し学長が出張を許可。また、制限地域への旅行はできる限り避けること。</p> <p>○制限地域以外への出張・旅行の注意</p> <p>*なお、「当面の間、制限地域は各都道府県の直近一週間の新規感染者数が人口10万人当たり5人以上の地域という指標を目安とする」</p>
2	<p>○本島および周辺島嶼での新規感染者数が10人/週を超え、なお増加傾向にあるとき</p> <p>○米軍基地内の感染状況は注視して判断する</p>	<p>○一般授業は授業実施を制限(教室収容定員50%以下、かつ感染拡大期においては、1クラス10名以下に限って対面を可能とする。ただし感染終息期においては1クラス20名以下に限って対面可とする。)</p> <p>○実験・実習・実技・ゼミの授業実施を制限(収容定員の50%以下)。ただし上限は30名とする。</p> <p>○遠隔授業主体</p>	<p>○不要不急の活動の自粛を要請</p> <p>○キャンパス内外における屋内での集会の禁止</p> <p>○活動状態に応じて一部の課外活動を許可</p>	<p>○現在進行中の研究指導・活動を継続するために短時間の立ち入りを許可。</p> <p>○学部学生・大学院学生を強制的に登校させない。</p>	<p>○学部学生・大学院生の登校を制限する</p> <p>○原則として対面授業のある学生、遠隔講義を受講する上で、自宅でのICT環境に問題がある学生に限り登校を可とする。(PC教室の他、指定された自習室でも遠隔授業を受講可とする)なお登校した学生・院生はマスクを必ず着用すること。</p> <p>○期末試験前において自習目的の自習室利用を可とする場合は、その時の感染状況によって別途告知する。</p> <p>○院生の自習室利用は不可。</p> <p>○図書館の利用は感染防止策をとった上で、貸出・返却のみとする。なお、窓口で用件を申し出たうえで、短時間に限った資料の閲覧は可とする。</p>	<p>○可能な限りオンライン会議へ移行。ただし構成員の秘匿情報、企業の営業秘密、入試・卒業に関する重要事項等を取り扱う会議は、セキュリティ上の取扱いに留意し、別途検討する。</p>	<p>○在宅勤務等を活用し、出勤人数の制限を行い、感染拡大防止を図る。</p>	<p>○県内外すべての出張に関して、先方からの出張要請がなされた場合のみ、総務に事前に届けを出し、学長が出張を許可。それ以外の出張は禁止。</p> <p>○旅行に関してはできる限り避けること。</p>
3	<p>○政府または沖縄県からの緊急事態宣言発令もしくは、県からの休業要請が出ている。</p> <p>○外出の自粛要請がある</p> <p>○米軍基地内の感染状況は注視して判断する</p> <p>(2021年1月20日～)間の緊急事態宣言下における特別措置を右記に定める。</p>	<p>○対面授業停止(遠隔授業のみ)</p> <p>○実験・実習の停止</p> <p>○原則、すべての授業を遠隔授業とする。ただし、授業の全面的な遠隔への切り替えは1月25日(月)からする。</p> <p>○試験は、教室の収容定員5割以下であれば対面を許可する。</p>	<p>○感染拡大防止に留意しながら、屋外の個人練習のみ可</p> <p>○学生部において、許可届を提出し、許可を得た場合のみ活動を許可する。</p>	<p>○研究活動等に関する立ち入りは必要最低限とする。また、休業要請が出た場合は、以下の場合を除き立ち入りを禁止する。</p> <p>○次の者は、学長が必要と判断した場合のみ研究室への立ち入りを許可。(ただし、学部学生・大学院学生の入室は許可しない。)</p> <p>(1) 研究中止により研究上の大きな影響を被ることになる実験を遂行中の研究スタッフ</p> <p>(2) 進行中の実験を終了又は中断する業務に関わる研究スタッフ</p> <p>(3) 生物の維持・管理、液体窒素・液体ヘリウム等の補充、毒劇物等の維持・管理、研究に必要な基幹インフラの維持・管理のために一時的に入室する研究スタッフ</p> <p>○入構に制限は設けない。</p>	<p>○基本的に遠隔授業を受講する上で、自宅でのICT環境に問題がある学生の短時間の登校のみ</p> <p>○図書館の利用は貸出・返却のみとし、長時間の閲覧・学修行為不可</p> <p>○なお休業要請が出た場合は、学部学生・大学院生の登校は全面禁止</p> <p>○学生は以下の理由において入構を認める</p> <p>①対面授業(テスト等)に関すること</p> <p>②教員への面談(教員への事前の連絡を行う事)</p> <p>③遠隔授業や自習室(ラーニングコモンズ等)に関すること</p> <p>(大学院生は、学生支援課に設置してある院生室利用届けに必要な事項を記入し、感染防止に注意を払い、院生室の利用を可とする)</p> <p>④PC教室の利用に関すること(通信環境不備・卒業資料等印刷の学生に限る)</p> <p>⑤奨学金・学費、証明書に関すること</p> <p>⑥就職活動に関すること</p> <p>⑦図書館の利用に関すること(図書館は貸し出し、返却を可とする。貸し出しに際して、資料を探すための短時間の閲覧も可とする)</p> <p>⑧許可を受けた活動に関すること</p> <p>*なお、学生の教室(院生室等を含む)の利用は原則20時までとする(テストを除く)</p>	<p>○陪席を含め10人以上の会議は原則、オンラインで行う</p> <p>○ただし、構成員の秘匿情報、企業の営業秘密、入試に係わる重要事項等を取り扱う会議は、セキュリティ上の取扱いに留意し、別途検討する</p> <p>○教学・法人の運営に欠かせない少人数の会議、構成員の秘匿情報、入試に関する重要事項等を取り扱う会議等は、対面を可とする。</p>	<p>○在宅勤務等を活用し、出勤人数の制限を行い、感染拡大防止を図る。</p> <p>○休業要請が出たら、現在進行中の重要な事務の継続のほか、事務機能維持のために、必要最小限の人員が出動。</p>	<p>○全ての出張・旅行を原則禁止</p> <p>○公的機関(国、各種自治体、他公的機関)からの要請があった場合のみ、届け出を行い許可する。</p>
4	<p>○学内で濃厚接触を伴う感染が生じた</p> <p>*学内関係者で陽性者が判明し、学内における濃厚接触者の有無が判明しない場合は緊急措置として、一時休講措置等を取り、濃厚接触者が不在と判明した場合は、レベル判定を元に戻す</p>	<p>○遠隔授業のみ、もしくは全体講</p>	<p>○全面活動停止</p>	<p>○大学機能の最低限の維持のために、学長の許可の下で、生物の維持・管理、液体窒素・液体ヘリウムの補充、毒劇物等の維持・管理、研究に必要な基幹インフラの維持・管理の目的で、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りを許可</p>	<p>○立入禁止</p>	<p>○緊急時を除き、オンライン会議のみとする</p>	<p>○大学施設の維持管理のために、必要最小限の人員が出動。</p>	<p>○全ての出張・旅行を原則禁止</p>

注:なお記載事項は今後さらに新型コロナ感染症に関する知見が集積され見直しが必要な時は対策本部で見直す

イベント(講演会・セミナー等)開催時の注意事項

- ・主催者は接触確認アプリをインストール。参加者には接触確認アプリのインストールを依頼。
- ・主催者・参加者ともに入場時に体調の確認と検温を実施。
- ・主催者・参加者の連絡先を記録。

注:家族に濃厚接触者となった場合等の対応については、別途定める。